

兵庫県立大学副専攻規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学則（平成25年法人規程第75号）第10条の2の規定に基づき、副専攻に関し必要な事項を定めるものとする。

(副専攻名等)

第2条 副専攻は、兵庫県立大学全学部共通とし、総合教育機構が設置する。

- 2 副専攻名及び運営機関は別表第1のとおりとする。
- 3 副専攻における授与称号は別表第2のとおりとする。
- 4 各副専攻の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(履修方法等)

第3条 副専攻の履修に係る申請方法、授業科目の種類及び取得しなければならない単位数等は、別に定める。

(修了認定)

第4条 副専攻の修了認定は、運営機関に置くその運営を審議する会議の議を経て、総合教育機構長が行う。

(修了証書の授与)

- 第5条** 学長は、前条により副専攻を修了したと認定された学生に対し、副専攻修了証書を授与する。
- 2 前項により授与する副専攻修了証書は、様式第1号のとおりとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、副専攻の履修に関し必要な事項は、総合教育機構長が定める。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

副専攻名	運営機関
地域創生人材教育プログラム	地域創造機構
グローバルリーダー教育プログラム	国際交流機構
防災リーダー教育プログラム	総合教育機構

別表第2

副専攻名	授与称号
五国豊穰プログラム	ひょうご学志
地域創生人材教育プログラム	ひょうご学志又は コミュニティ・プランナーアソシエイト
グローバルリーダー教育プログラム	グローバルリーダー
防災リーダー教育プログラム	防災リーダー

様式第1号

<p>兵庫県立大学</p> <p>副専攻修了証</p>	<p>第○○○○○○○○号</p>
<p>氏 名</p> <p>学籍番号</p>	
<p>本学が実施する副専攻「○○○○○○○○ ○○」を修了したことを認め、「○○○○ ○○」の称号を授与する</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>兵庫県立大学</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>大学 の印</p> </div>